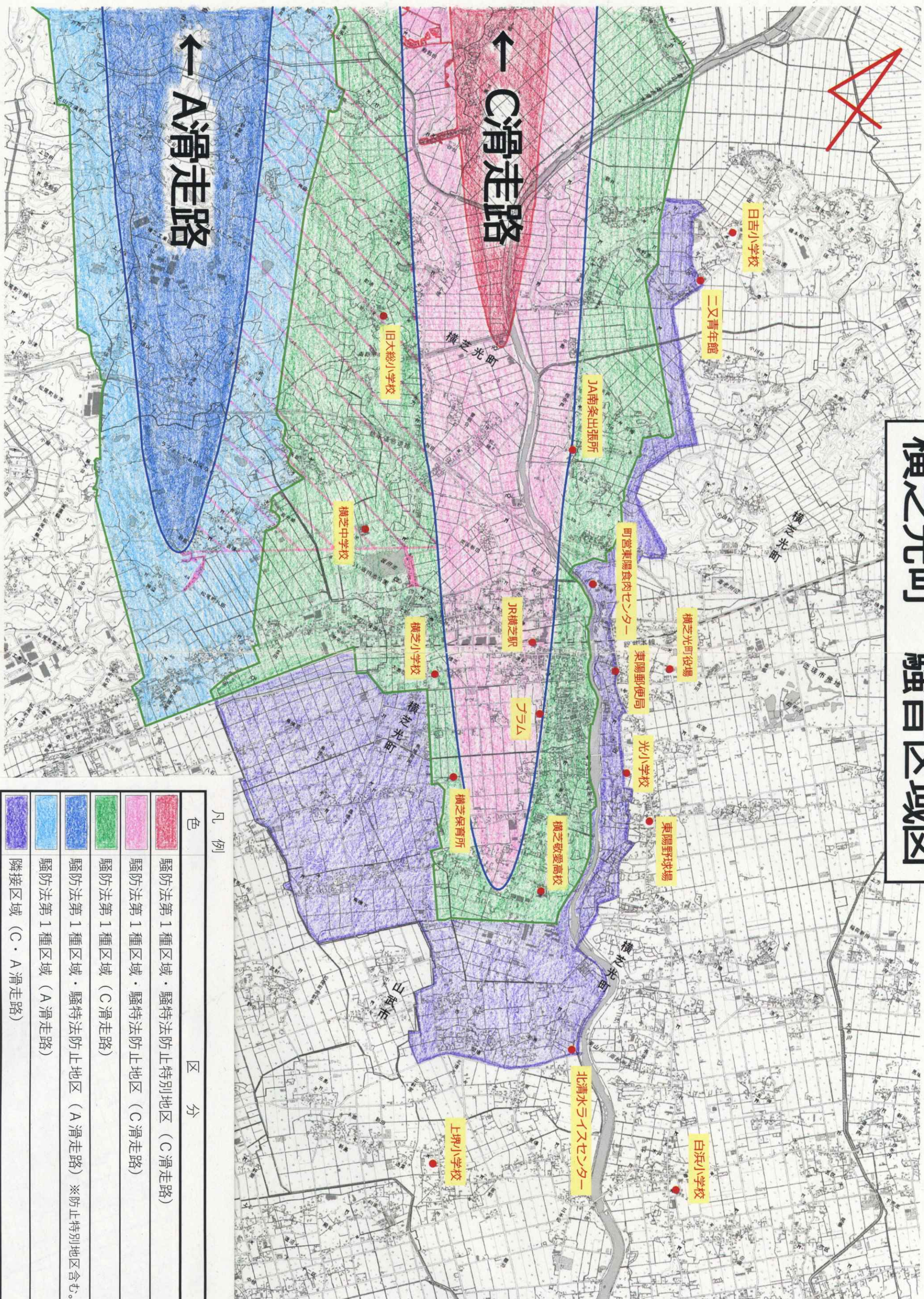


横芝光町 騒音区域図



凡 例	色	区 分
		騒防法第1種区域・騒特法防止特別地区（C滑走路）
		騒防法第1種区域・騒特法防止地区（C滑走路）
		騒防法第1種区域（C滑走路）
		騒防法第1種区域・騒特法防止地区（A滑走路）※防止特別地区含む。
		騒防法第1種区域（A滑走路）
		隣接区域（C・A滑走路）

「成田空港の更なる機能強化」に伴う環境対策事業について

I. 「騒防法第1種区域」(裏面)にお住まいの方

成田国際空港㈱が助成を行う住宅防音工事が対象となります。

※申請期限なし

◆助成対象となる住宅

- ①裏面    に、令和2年4月1日時点で所在する住宅
- ②裏面  に平成23年4月2日以降に建てられ、令和2年4月1日時点で所在する住宅

※旧準谷間地域で町の防音工事助成を受けた住宅も対象となります。

◆助成内容

- ・開口部(窓ガラス・サッシ・ドア等)を防音性能のあるものに交換 ※裏面  は工事内容が異なります。
- ・空調機器(冷暖房機・換気扇)の設置(上記②の住宅に該当する場合、一部自己負担があります)

※旧準谷間地域で町の防音工事助成を受けた住宅は、定められた防音の設計基準を満たさない部分が対象となります。

◆その他対象となる防音工事【(公財)成田空港周辺地域共生財団が助成】

- ・住宅の壁・天井に減音材を施工する拡充工事(騒防法第1種区域内全域対象 裏面   )
- ・居住者の寝室に内窓等を設置する内窓設置工事(騒特法防止地区・防止特別地区・谷間地域が対象 裏面    

※旧準谷間地域で町の防音工事助成を受けた住宅は、成田国際空港㈱が助成する防音工事(補完工事)を実施した上で当該共生財団工事を行うこととなります。

※集合住宅・貸家は除く。

◆旧準谷間地域における空調機器の更新について

- ・令和2年4月1日より、旧準谷間地域が騒防法第1種区域へ変更になったことから、町の防音工事で設置した空調機器を更新する場合、成田国際空港㈱が助成する防音工事(補完工事)を実施した上で行うこととなっておりますが、令和3年4月1日より10年間限定の特例で、補完工事を実施する前に機器ごとに1回のみ空調機器を更新することが可能となります。(空調機器の更新工事費については、一部自己負担があります)

◆対象地区(大字)

谷台、木戸台、中台、遠山、小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田、坂田池、取立、姥山、長倉、牛熊、横芝、古川、両国新田、栗山、宝米、市野原、傍示戸、富下、虫生、新井の一部、芝崎の一部、宮川の一部(栗山川の西側)

※裏面  にお住まいの方については、役場企画空港課空港班にご相談ください。

※一部対象とならない住宅などがあります。

II. 「隣接区域」(裏面)にお住まいの方

(公財)成田空港周辺地域共生財団が助成を行う住宅防音工事が対象となります。

※申請期限なし

◆助成対象となる住宅

- ・裏面  に、令和2年4月1日時点で所在する住宅 ※集合住宅・貸家は負担額が異なります。

◆助成内容

- ・本体工事(住宅の外部開口部)
 - 5ミリ厚ガラスへの交換
 - 木製建具のアルミサッシ化
- ・空調工事
 - 空調機器(冷暖房機・換気扇)の設置(一部自己負担があります)

◆対象地区(大字)

鳥喰全域、北清水の一部、新井の一部、二又の一部、芝崎の一部、宮川の一部、栗山の一部(栗山川の東側)

III. 上記I. II対象外の方

町が助成するエアコン設置補助事業の対象となります。

※事前申込必須
※各世帯1回限り

◆補助対象となる住宅

- ・上記I. II以外の地区(裏面 )に所在し、現に居住している自己または親族所有の住宅
- ・上記I. II内(裏面     )で令和2年4月2日以降に建築された、現に居住している自己または親族所有の住宅

※集合住宅・貸家、成田国際空港㈱や(公財)成田空港周辺地域共生財団の防音工事助成対象住宅は除く。

◆補助対象者

- ・町内在住で住民基本台帳に記載されている方
- ・世帯員全員が町税を完納している方

◆補助内容

- ・エアコン購入・設置費用の一部補助

◆設置台数

- ・1世帯1台 ※ただし、1世帯の人数が4名以上の場合は2台まで

※複数世帯であっても、同一の住宅に居住している場合は、1世帯とみなします。

◆補助額

- ・エアコン1台あたり エアコン購入・設置費用×90%(限度額8万円)

※購入先の指定はありません。ただし、領収証等の証拠書類が揃わない場合は補助の対象となりません。

※事前申し込みをした年度内に必ず事業を完了してください。

※補助を受けるときは、必ずエアコン購入前に役場企画空港課空港班に事前申込をしてください。

住宅の所在地や建築年月日等により、対象となる事業が異なります。また、I・II・IIIの事業ともはじめの申込は役場企画空港課空港班で受付します。詳しくは町ホームページをご覧ください。企画空港課空港班にお問い合わせください。

横芝光町企画空港課空港班 ☎84-1279